

## 第5号議案

送配電等業務指針の変更及び認可申請について

(案)

1. 平成29年度以降の供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への提出を3月末までに実施するため、別紙1のとおり送配電等業務指針の変更案を作成する。
2. 前項の変更案については、電気事業法第28条の46第1項後段の規定及び関係省令に基づき、別紙2により、経済産業大臣に変更認可申請を行う。

以上

### 【添付資料】

別紙1：送配電等業務指針変更案（新旧対照表）

別紙2：送配電等業務指針変更認可申請書

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針の変更案（新旧対照表）

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 電気事業者は、<u>次の各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日</u></p> <p>二 <u>第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 電気事業者は、<u>毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に供給計画を提出しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 <u>次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年2月10日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月10日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 <u>次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年3月1日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月25日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>附則（平成28年 月 日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>